

# 一般社団法人 桜蔭会北海道支部規則

## 第1条（名称）

本会は一般社団法人桜蔭会北海道支部と称する。

## 第2条（目的）

本会は相互の親睦を図るとともに母校および社会への寄与を目的とする。

## 第3条（事務所）

本支部の連絡先となる事務所を支部長宅とする。

## 第4条（支部会員資格）

支部会員は、原則として一般社団法人桜蔭会の会員であって、本支部内に居住する者とする。

## 第5条（役員）

1. 本会は次の役員をおく。

支 部 長	1 名
副 支 部 長	1 名
会 計	1 名
庶 務	1 名
ウェブ担当	1 名
広 報	1 名
監 事	1 名
選考委員	2 名

2. 役員の任期は3年を原則とする。ただし、2期までの再任は妨げない。

ウェブ担当1名は、後任を補充できない場合にはその限りではない。

## 第6条（総会）

1. 支部総会を毎年6月に開催し、支部長がこれを招集する。

2. 支部総会の議案は総会出席者の過半数により承認される。

## 第7条（議決事項）

総会は次の事項を議決する。

1. 役員の選任
2. 予算および決算の承認
3. 規則の改廃
4. その他

## 第8条（当番幹事）

1. 次年度の当番幹事は、役員会で審議して支部長が委嘱し、総会で報告する。

2. 当番幹事は総会招集に関する事務一切、総会の記録、名簿の作成などを行なう。

## 第9条（役員選考）

役員を選考は選考委員、前役員その他をもって行い、総会に提出する。

## 第10条（会計）

1. 本会の経費は、会費、寄付金、本部からの助成金をもって充てる。

2. 会員は本会の運営資金として金1000円の年会費を納める。

## 第11条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 12 条（個人情報保護）

支部会員の個人情報（支部会員名簿に記載されている項目）については、本部の個人情報保護方針による取扱いに準ずる。

第 13 条（兼任について）

支部長は代議員を兼任できる。ただし、支部長は本部会員を兼任できない。

附則 この規則は 2022 年度（令和 4 年度）から施行する。